

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則

公布	平成15年 3月 7日	横浜市規則第 17号
改正	平成16年 4月 1日	横浜市規則第 46号
	平成16年 4月 1日	横浜市規則第 49号
	平成16年 6月25日	横浜市規則第 76号
	平成17年 3月25日	横浜市規則第 34号
	平成18年 3月31日	横浜市規則第 84号
	平成18年 9月29日	横浜市規則第133号
	平成19年 5月25日	横浜市規則第 67号
	平成19年 6月25日	横浜市規則第 79号
	平成20年10月 3日	横浜市規則第 88号
	平成21年 3月31日	横浜市規則第 47号
	平成21年 6月 5日	横浜市規則第 67号
	平成22年 3月25日	横浜市規則第 13号
	平成22年 6月25日	横浜市規則第 51号
	平成23年 3月31日	横浜市規則第 38号
	平成24年 2月15日	横浜市規則第 5号
	平成24年 9月25日	横浜市規則第 83号
	平成25年 1月25日	横浜市規則第 4号
	平成25年 6月25日	横浜市規則第 65号
	平成29年 3月31日	横浜市規則第 32号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条の3）
- 第2章 指定事業所の設置等の手続等
 - 第1節 指定事業所の設置の許可等（第6条—第22条）
 - 第2節 削除
 - 第3節 環境管理事業所（第25条—第30条）
- 第3章 事業所における公害の防止
 - 第1節 大気汚染及び悪臭の防止（第31条—第33条）
 - 第2節 水質汚濁の防止（第34条—第37条）
 - 第3節 騒音及び振動の防止（第38条—第41条）
- 第4章 事業所における環境への負荷の低減等（第42条）
- 第5章 特定行為の制限等
 - 第1節 屋外燃焼行為の制限（第43条）
 - 第2節 炭化水素系物質の発散の防止（第44条・第45条）
 - 第3節 船舶からの排煙の排出の制限（第46条）
 - 第4節 拡声機騒音の規制（第47条—第48条の2）
 - 第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第49条—第53条）
- 第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全
 - 第1節 地下水の水質の浄化対策（第54条—第56条）
 - 第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止（第57条・第58条）
 - 第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等（第59条—第59条の56）
 - 第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等（第60条—第60条の9）
 - 第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止（第61条—第67条）
- 第7章 特定行為等に係る公害の防止
 - 第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止（第68条・第69条）

- 第2節 石綿排出作業による大気の汚染の防止（第70条—第72条の2）
- 第3節 焼却施設の解体工事による大気の汚染の防止（第73条・第74条）
- 第4節 工事排水による水質の汚濁の防止（第75条）
- 第5節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第76条）
- 第6節 掘削作業による地盤の沈下の防止（第77条—第79条）
- 第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止（第80条—第82条）
- 第8章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
 - 第1節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第83条・第84条）
 - 第2節 削除
 - 第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・第88条）
- 第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条の2—第88条の9）
- 第9章 地球環境の保全
 - 第1節 温室効果ガスの排出の抑制（第89条—第89条の4）
 - 第2節 フロン類の排出の抑制（第90条）
 - 第3節 再生可能エネルギーの導入（第90条の2—第90条の4）
- 第10章 非常時の措置（第91条）
- 第11章 環境保全協定の締結（第92条）
- 第12章 雑則（第93条・第94条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（指定作業）

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める作業は、別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の作業の内容の欄に掲げる作業（当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）とする。

（指定施設）

第3条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定める施設は、別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設とする。

（排煙指定物質）

第4条 条例第2条第12号オに規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) ふっ素、^{ふっ} 弗化水素及び^{ふっ けい} 弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) アンモニア
- (6) シアン化合物
- (7) 窒素酸化物
- (8) 二酸化硫黄
- (9) 硫化水素

（粒子状物質）

第5条 条例第2条第12号キに規定する規則で定める物質は、ばいじん並びに硫酸化物、窒素酸化物及び塩化水素から生成される粒子状の物質（第84条第3項を除き、以下「粒子状物質」という。）とする。

(排水指定物質)

第5条の2 条例第2条第15号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機^{りん}化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「EPN」という。）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) クロム及びその化合物
- (6) 砒^ひ素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）
- (20) 2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（以下「シマジン」という。）
- (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) ダイオキシシン類
- (28) フェノール類
- (29) 銅及びその化合物
- (30) 亜鉛及びその化合物
- (31) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）
- (32) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）
- (33) ニッケル及びその化合物
- (34) 1, 4-ジオキサソ

(地下浸透禁止物質)

第5条の3 条例第2条第16号に規定する規則で定める物質は、前条第1項第1号から第14号まで、第16号から第27号まで及び第34号に掲げる物質（同条第26号に掲げる物質にあつてはし尿その他生活に起因する下水、家畜^{ちゆう}排泄物及び肥料の施用に係るものを除き、同条第27号に掲げる物質にあつては別表第11に定めるダイオキシシン類の規制基準の適用を受ける事業所の排水に係るものに限る。）並びに1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーとする。

第2章 指定事業所の設置等の手続等

第1節 指定事業所の設置の許可等

(自動車の出入口の位置を記載する施設)

第6条 条例第3条第2項第12号に規定する規則で定める施設は、生コンクリートプラントとする。ただし、容量が0.3立方メートル未満の生コンクリートプラント及び生コンクリートプラントを設置する指定事業所内でコンクリート二次製品を製造するためにのみ設置される当該生コンクリートプラントを除く。

(設置許可申請書の記載事項)

第7条 条例第3条第2項第15号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所における事業内容
- (2) その他市長が必要と認める事項

(設置許可申請書等)

第8条 条例第3条第2項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定事業所設置許可申請書(第1号様式)
- (2) 指定事業所概要書(第2号様式)
- (3) 公害防止方法概要書(第3号様式)

第9条 削除

(生コンクリートプラント等を設置する指定事業所の周辺の状況に係る基準)

第10条 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の出入口が2車線以上の道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)で、歩道と車道との区別があり、かつ、舗装がなされているものに接していること。
- (2) 自動車の出入口が道路に接する部分の状況が当該出入口の接する道路の交通に支障を及ぼさないものであること。

2 前項各号に掲げる基準は、市長が特に認める第6条に規定する生コンクリートプラントについては、適用しない。

(表示板の掲示事項)

第11条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所の名称及び所在地
- (2) 条例第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- (3) 指定事業所に係る公害防止担当部課等及び連絡先

2 条例第6条第1項の規定による表示板の掲示は、表示板(第4号様式)により行うものとする。

(事業開始等届出書)

第12条 条例第7条の規定による届出は、指定事業所事業開始等届出書(第5号様式)により行うものとする。

(変更の許可)

第13条 条例第8条第1項に規定する公害の防止上重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定作業の追加
- (2) 指定施設の設置(形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。)
- (3) 指定施設の構造の変更(規模又は能力の変更を伴う場合(指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。)に限る。)
- (4) 指定施設の配置の変更(指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。)
- (5) 指定施設の使用時間の変更(別表第13又は別表第14に定める許容限度のより小さい数値が適用されることとなる場合に限る。)
- (6) 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更
- (7) 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更
- (8) 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更
- (9) 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用
- (10) 排水の系統の変更
- (11) 排水の排出先の変更(第18条第1項第1号エに掲げる場合を除く。)

- (12) 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更
 - (13) 公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
 - (14) 指定事業所の敷地の境界線の変更（指定施設と敷地の境界線までの距離が短くなることにより敷地境界線上での騒音又は振動が増大する場合に限る。）
 - (15) 指定事業所（第6条の施設を設置するものに限る。）における自動車の出入口の位置の変更（出入口が異なる道路に接することとなる場合に限る。）
- 2 条例第8条第1項に規定する公害の防止上特に重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 前項第7号及び第15号に掲げる変更
 - (2) 指定作業（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び第6条の施設に係るものに限る。）の追加
 - (3) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び第6条の施設に限る。）の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。）
 - (4) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）
 - (5) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）に係る燃料の種類又は使用量の変更
 - (6) 公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含み、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
- 3 条例第8条第1項の規定による許可の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。ただし、第3号に掲げる書類は、前2項に掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合には、その提出を省略することができる。
- (1) 指定事業所に係る変更許可申請書（第6号様式）
 - (2) 指定事業所に係る変更概要書（第7号様式）
 - (3) 公害防止方法変更概要書（第8号様式）
- （変更完了届出書）
- 第14条** 条例第8条第2項の規定による届出は、指定事業所に係る変更完了届出書（第9号様式）により行うものとする。
- （変更計画中止届出書）
- 第15条** 条例第8条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る変更計画中止届出書（第10号様式）により行うものとする。
- 第16条及び第17条 削除**
- （変更の届出）
- 第18条** 条例第10条に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める変更とする。
- (1) 指定事業所（条例第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所（以下「環境管理事業所」という。）を除く。） 次に掲げる変更
 - ア 指定作業の一部の廃止（指定事業所の廃止に伴う廃止を除く。）
 - イ 指定施設の使用の廃止又は除却（指定事業所の排水量の変更により指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を含み、指定事業所の廃止に伴う使用の廃止又は除却を除く。）
 - ウ 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合で指定施設が指定施設に該当しなくなったときに限る。）
 - エ 排水の排出先の変更（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）を設置している水路への変更（当該変更により指定事業所が指定事業所に該当しなくなった場合を除く。）に限る。）
 - オ 指定事業所の敷地の境界線の変更（第13条第1項第14号に掲げる場合を除く。）
 - カ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更
 - (2) 環境管理事業所 次に掲げる変更
 - ア 指定作業の追加（第13条第2項第2号に掲げる場合を除く。）

- イ 指定施設の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合又は第 13 条第 2 項第 3 号に掲げる場合を除く。）
 - ウ 指定施設の構造の変更（第 13 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除き、規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を除く。）に限る。）
 - エ 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更（第 13 条第 2 項第 5 号に掲げる場合を除く。）
 - オ 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び別表第 4 の 2 の (1) の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用
 - カ 排水の系統の変更
 - キ 第 13 条第 2 項第 6 号に掲げる場合を除くほか、公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
 - ク 指定事業所の敷地の境界線の変更
- 2 条例第 10 条の規定による届出は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。
- (1) 条例第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び前項第 1 号に掲げる変更 指定事業所に係る変更届出書（第 13 号様式）
 - (2) 前項第 2 号に掲げる変更 次に掲げる書類
 - ア 指定事業所に係る変更届出書
 - イ 指定事業所に係る変更概要書
 - ウ 公害防止方法変更概要書
- 3 第 1 項第 2 号に掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合においては、前項第 2 号ウに掲げる書類は、その提出を省略することができる。
（指定事業所の変更手続に関する特例）
- 第 19 条** 条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者が条例第 36 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ぜられたことにより当該指定事業所に係る事項を変更することとなった場合においては、第 13 条から第 15 条まで及び前条の規定は、適用しない。
（地位承継届出書）
- 第 20 条** 条例第 11 条第 3 項の規定による届出は、指定事業所に係る地位承継届出書（第 14 号様式）により行うものとする。
（指定事業所廃止等届出書）
- 第 21 条** 条例第 12 条の規定による届出は、指定事業所廃止等届出書（第 15 号様式）により行うものとする。
（既設の指定事業所に係る届出）
- 第 22 条** 条例第 15 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 指定事業所における事業内容
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第 15 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる書類により行うものとする。
- (1) 指定事業所現況届出書（第 16 号様式）
 - (2) 指定事業所概要書
 - (3) 公害防止方法概要書

第 2 節 削除

第 23 条及び第 24 条 削除

第 3 節 環境管理事業所

(環境管理事業所の認定の基準)

第 25 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定事業所が、日本工業規格（以下「規格」という。）Q14001 に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で市長が指定するものの認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること。
- (2) 指定事業所において、条例第 27 条及び第 30 条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされており、かつ、その結果が条例第 25 条第 1 項及び第 28 条第 1 項の規制基準に適合していること。
- (3) 指定事業所において、次に掲げる事故が発生した場合は、当該事故が発生した日から 3 年以上経過していること。

ア 硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質又は排水指定物質が指定事業所の外部に漏えいしたことにより、周辺住民等に対し健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故
イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、事業所における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故

- (4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。

(環境管理事業所認定申請書の記載事項等)

第 26 条 条例第 18 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第 1 号の登録をした環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲
- (2) 第 33 条第 1 項の事業者にあつては、条例第 27 条の測定の結果（第 33 条第 2 項第 2 号に規定する窒素酸化物の濃度の常時測定の結果については、その概要）
- (3) 排水の量が第 37 条第 1 項に規定する量以上である事業者にあつては、条例第 30 条の測定の結果

(環境管理事業所認定申請書)

第 27 条 条例第 18 条第 2 項の規定による申請は、環境管理事業所認定申請書（第 17 号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 第 25 条第 1 号の登録を証する書面
- (2) 誓約書（第 17 号様式の 2）

(欠格事項に係る法律)

第 28 条 条例第 19 条第 1 号に規定する規則で定める法律は、次に掲げる法律とする。

- (1) 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）
- (2) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (3) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (5) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (6) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (7) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）
- (8) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (9) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）
- (10) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- (11) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- (12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- (13) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (14) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）

(環境管理事業所の公表)

第 29 条 条例第 20 条の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を、環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことにより行うものとする。

(環境管理事業所に係る変更届出書)

第30条 条例第21条第1項の規定による届出は、環境管理事業所に係る変更届出書(第18号様式)により行うものとする。

第3章 事業所における公害の防止

第1節 大気の汚染及び悪臭の防止

(大気の汚染及び悪臭の防止に関する規制基準)

第31条 条例第25条第1項第1号アの規制基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第25条第1項第1号イの規制基準は、別表第3のとおりとする。

3 条例第25条第1項第1号ウの規制基準は、別表第4のとおりとする。

4 条例第25条第1項第1号エの規制基準は、別表第5のとおりとする。

5 条例第25条第1項第1号オの規制基準は、別表第6のとおりとする。

6 条例第25条第1項第1号カの規制基準は、別表第7のとおりとする。

7 条例第25条第1項第1号キに規定する規則で定める物質は粒子状物質とし、同号キの規制基準は別表第8のとおりとする。

8 条例第25条第1項第2号の規制基準は、別表第9のとおりとする。

9 条例第25条第1項第3号の規制基準は、別表第10のとおりとする。

(住居系地域において禁止される行為)

第32条 条例第26条第1項の規定により規則で指定する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、^{ひん}腱若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂、にかわ、肥料又は飼料の製造

(2) フィッシュソリュブルを原料とする吸着飼料の製造

(3) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業(建設工事の現場において行う行為を除く。)

(排煙の測定)

第33条 条例第27条に規定する規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

(1) 燃料(ガス燃料を除く。以下この号及び次項第1号において同じ。)の燃焼により硫黄酸化物(条例第2条第12号アに定める硫黄酸化物に限る。以下この条及び別表第2において同じ。)を発生する指定施設を使用する指定事業所の事業者及び燃料以外の物の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設(排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。))が10,000立方メートル未満であり、かつ、排煙脱硫設備を設置していない施設を除く。)を使用する指定事業所の事業者

(2) 窒素酸化物(条例第2条第12号イに定める窒素酸化物に限る。以下この条及び別表第3において同じ。)を発生する排煙発生施設(大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(以下「ばい煙発生施設」という。)、別表第1の51の2の項に掲げる施設(分別等処理施設を除き、バーナーの重油換算燃焼能力(燃焼することができる燃料の量を同表備考1に定める方法により重油の量に換算したものをいう。以下同じ。))が1時間当たり50リットル以上であるものに限る。)及び同表の54の項に掲げる廃ガス燃焼施設をいう。以下同じ。)(ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンのうち専ら非常時において用いられるもの並びに大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの(以下「小型ボイラー」という。))で昭和63年3月1日前に設置されたものを除く。次項第2号において同じ。)を使用する指定事業所の事業者

(3) 炭化水素系物質(条例第2条第12号ウに定める炭化水素系物質に限る。以下この条及び別表第4において同じ。)を排出する施設を使用する指定事業所の事業者で次に掲げるもの

ア 別表第1の68の項に掲げる出荷施設を使用する事業者

イ 炭化水素系物質のうち別表第4の2の(1)の表に掲げる物質(以下「炭化水素系特定物質」という。)を排出する指定施設を使用する事業者(資本金の額又は出資の総額が50,000,000円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。)

(4) ばいじん(条例第2条第12号エに定めるばいじんに限る。以下この条及び別表第5において同じ。)を発生する排煙発生施設(同表に掲げる施設(小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽

- 油又はA重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。)に限る。)を使用する指定事業所の事業者
- (5) 排煙指定物質を排出する指定事業所の事業者(資本金の額又は出資の総額が50,000,000円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。)
- (6) ダイオキシン類(条例第2条第12号カに定めるダイオキシン類に限る。以下この条及び別表第7において同じ。)が発生する施設(同表に掲げる施設に限る。)を使用する事業者
- 2 条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 硫黄酸化物にあつては、2月に1回以上次に掲げる方法により行うこと。
- ア 燃料の燃焼の場合(指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合を除く。)は、燃料の使用量及び燃料中の硫黄含有率から硫黄酸化物の量を算定すること。この場合において、液体燃料(石油系のものに限る。)中の硫黄含有率は規格K2541-1から2541-7までに定める方法により、固体燃料中の硫黄含有率は規格M8813に定める全硫黄の定量方法により測定すること。ただし、他の方法により燃料中の硫黄含有量を確認することができる場合は、この限りでない。
- イ 燃料の燃焼の場合(指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合に限る。)及び燃料以外の物の燃焼の場合は、規格Z8808に定める方法により排出ガス量を、規格K0103に定める方法により硫黄酸化物の濃度をそれぞれ測定して硫黄酸化物の量を算定すること。
- (2) 窒素酸化物にあつては、排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量を規格Z8808に定める方法により、窒素酸化物の濃度を規格K0104に定める方法により、次に掲げる頻度でそれぞれ測定して、窒素酸化物の量を算定すること。
- ア 当該排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設にあつては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を6月に1回以上それぞれ測定すること。
- イ 当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設にあつては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を2月に1回以上それぞれ測定すること。ただし、当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設のうち、大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設にあつては、当該排出ガス量を2月に1回以上測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時測定すること。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、ガス発生炉のうち燃料電池用改質器にあつては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を5年に1回以上それぞれ測定すること。
- (3) 炭化水素系物質にあつては、次に掲げる方法により行うこと。
- ア 別表第4の1に定める規制基準の適用を受ける出荷施設から排出する炭化水素系物質にあつては、同表の1に定める方法により、当該炭化水素系物質の濃度又は除去率を年2回以上測定すること。
- イ 炭化水素系特定物質(原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。)にあつては、別表第4の2に定める方法により、指定施設の排出口から大気中に排出される当該炭化水素系特定物質の濃度を年2回以上測定すること。
- (4) ばいじんにあつては、次に掲げる方法により行うこと。
- ア 排煙発生施設のうち廃棄物焼却炉においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量の測定を別表第5の1に定める方法により、次に掲げる頻度で行うこと。
- (ア) 1時間当たりの焼却能力が4トン以上の施設にあつては、2月に1回以上測定すること。
- (イ) 1時間当たりの焼却能力が4トン未満の施設にあつては、6月に1回以上測定すること。
- イ 別表第5の2に掲げる施設のうち排煙発生施設(小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。)に該当する施設においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度の測定を同表の2に定める方法により次に掲げる頻度で行うこと。
- (ア) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル以上の施設にあつては、2月に1回以上測定すること。
- (イ) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の施設にあつては、6月に1回以上測定すること。
- (ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、別表第5の2の表の51の項、53の項、54の項(燃料電池用改質器に限る。)、59の3の項、64の項、68の項及び73の項に掲げる施設にあつては、5年に1回以上測定す

ること。

(5) 排煙指定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）にあつては、別表第6の1に定める方法により、排出口から大氣中に排出される排煙指定物質の濃度を年2回以上測定すること。

(6) ダイオキシン類にあつては別表第7に定める方法により、年1回以上測定すること。

3 条例第27条の規定による記録は、3年間（5年に1回以上測定する施設にあつては、5年間）保存しておかなければならない。

第2節 水質の汚濁の防止

（水質の汚濁の防止に関する規制基準）

第34条 条例第28条第1項に規定する規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。

2 条例第28条第1項第2号に規定する規則で定める項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気とする。

第35条 削除

（施設の構造基準）

第36条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。

- (1) 床面は、地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できる不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。
- (2) 取り扱う地下浸透禁止物質の量及び作業に応じ必要な場合には、地下浸透禁止物質を取り扱う施設の周辺に防液堤、側溝又はためますを設置する等地下浸透禁止物質の流出を防止する措置がとられていること。
- (3) 第5条の2第9号から第14号まで及び第16号から第18号までに掲げる物質並びに1，2—ジクロロエチレン（以下「有機塩素系溶剤」という。）を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であつて、床面の材質にひび割れが生じるおそれがある場合にあつては有機塩素系溶剤に耐浸透性を持つフラン樹脂、ふっ素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面が被覆されていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の地下浸透禁止物質を含む水又はその液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。

（排水の測定等）

第37条 条例第30条に規定する規則で定める量は、1日当たり300立方メートルとする。

2 条例第30条の規定による排水の汚染状態の測定は別表第11及び別表第12に定める方法により月1回以上（ダイオキシン類については、年1回以上）行うものとし、排水の量の測定は当該指定事業所の量水計その他実情に応じた方法により行うものとする。

3 市長が特に認めた指定事業所については、前項の規定にかかわらず、同項の方法に代わる方法として市長が認めた方法により測定することができる。

4 条例第30条の規定による記録は、3年間保存しておかなければならない。

第3節 騒音及び振動の防止

（騒音及び振動に関する規制基準）

第38条 条例第31条第1項に規定する規制基準は、別表第13及び別表第14のとおりとする。

（騒音に係る住居系地域において禁止される行為）

第39条 条例第32条第1項の規定により規則で指定する行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 鍛造機（つちの重量が250キログラム以上のものに限る。）の使用
- (2) 板金（厚さが0.5ミリメートル未満の材料を用いて行う行為、建設工場の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。）
- (3) 製缶（建設工場の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。）
- (4) 鉄骨又は橋りょうの組立て（建設工場の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。）
- (5) 運行の用に供しなくなった自動車を解体することを専業とする者が屋外で行う当該自動車の解体（騒音及び振動の測定）

第 40 条 条例第 33 条に規定する規則で定める地域は、金沢区鳥浜町、幸浦一丁目、幸浦二丁目、福浦一丁目、福浦二丁目及び福浦三丁目とする。

2 条例第 33 条に規定する規則で定める指定施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 騒音を測定しなければならないもの

- ア 圧延施設（製管施設を含む。）
- イ ロール式ベンディングマシン（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるものに限る。）
- ウ 動力プレス機（加圧能力が 294 キロニュートン以上であるものに限る。）
- エ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるものに限る。）
- オ 鍛造施設
- カ ワイヤフォーミングマシン
- キ ブラスト（密閉式のものを除く。）
- ク タンブラー
- ケ 破碎施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）
- コ 摩砕施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）
- サ 分別施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）
- シ コンクリートプラント
- ス アスファルトプラント
- セ 製粉機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）
- ソ バーカー
- タ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワットを超えるものに限る。）
- チ 碎木施設
- ツ 動力のこぎり盤（原動機の定格出力が 2.2 キロワットを超えるものに限る。）
- テ 動力かんな盤（原動機の定格出力が 2.2 キロワットを超えるものに限る。）
- ト 動力印刷機（原動機の定格出力の合計が 2.2 キロワットを超えるものに限る。）
- ナ 合成樹脂製品の成形施設（真空成形施設を除く。）
- ニ 鋳造型造施設
- ヌ コルゲートマシン

(2) 振動を測定しなければならないもの

- ア 動力プレス機（加圧能力が 294 キロニュートン以上であるものに限る。ただし、液圧プレス機にあっては、加圧能力が 980 キロニュートン以上であるものに限る。）
- イ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるものに限る。）
- ウ 鍛造施設
- エ 破碎施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）
- オ 摩砕施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）
- カ 分別施設（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）

（騒音及び振動に係る製造事業者等の責務等）

第 41 条 条例第 34 条第 1 項に規定する規則で定める施設又は機器は、空気調和機器又は冷凍機であって原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものとする。

第 4 章 事業所における環境への負荷の低減等

（化学物質の管理状況等に係る報告）

第 42 条 条例第 42 条に規定する規則で定める事業所は、次に掲げる事業所とする。

- (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）第 5 条第 2 項の届出に係る事業所（届出に係る事業所であったものを含む。）
- (2) その他市長が特に必要と認める事業所

2 条例第 42 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づき主務大臣に届け出た事項を除く。）とする。

- (1) 化学物質に係る管理状況及び取扱状況
- (2) 化学物質に係る排出量及び移動量
- (3) 化学物質に係る受入量、保管量、使用量及び出荷量
- (4) 前2号に掲げるものの削減の対策又は計画
- (5) 災害又は事故による化学物質の漏出時の状況及び措置
- (6) その他市長が必要と認める事項

第5章 特定行為の制限等

第1節 屋外燃焼行為の制限

第43条 条例第47条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

- (1) 合成樹脂
- (2) ゴム
- (3) 木材（伐採木及び木の枝を含む。）
- (4) 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）
- (5) 布
- (6) 紙

2 条例第47条第1項第1号に規定する規則で定める焼却施設は、別表第5の1の廃棄物焼却炉に係る基準に適合する焼却施設とする。

3 条例第47条第1項第2号に規定する規則で定める燃焼行為は、次に掲げる燃焼行為とする。

- (1) 農林業者（統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号。以下「日本標準産業分類」という。）に定める農業、林業（管理、補助的経済活動を行う事業所及び園芸サービス業を除く。）を営む者に限る。）が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う燃焼行為
- (2) 日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (3) 屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (4) 教育活動の一環として通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (5) 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為
- (6) 消火訓練に伴う燃焼行為
- (7) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為

4 条例第47条第1項第2号に規定する規則で定める物は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第5号まで又は第7号の燃焼行為にあつては、第1項第3号及び第6号に掲げる物
- (2) 前項第6号の燃焼行為にあつては、第1項各号に掲げる物

第2節 炭化水素系物質の発散の防止

第44条 条例第48条第1項に規定する規則で定める車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第1の68の項に掲げる給油施設において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。

2 条例第48条第1項に規定する規則で定める設備は、蒸気返還方式接続設備とする。

第45条 削除

第3節 船舶からの排煙の排出の制限

第46条 条例第50条第1項に規定する規則で定める濃度は、リングルマン濃度1度とする。ただし、総トン数が3,000トン未満の船舶については、この限りでない。

第4節 拡声機騒音の規制

(拡声機を使用する宣伝放送の禁止区域)

第 47 条 条例第 51 条第 2 項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートル以内の区域とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する乳児院及び保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

(拡声機を使用する宣伝放送を行う者の遵守事項)

第 48 条 条例第 51 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 午後 9 時から翌日の午前 8 時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- (2) 拡声機から発する音量は、別表第 13 の表の午前 8 時から午後 6 時までの欄に掲げる数値の範囲内の音量とすること。この場合において、音量の測定は、拡声機から発する音を受ける者の居住する建物の敷地内において最も音量の大きい場所で行うものとする。

(拡声機騒音の規制が適用されない宣伝放送)

第 48 条の 2 条例第 51 条第 4 項に規定する宣伝放送のうち公共のためのもの又は営利を目的としないもので、規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の定めるところにより、選挙運動又は選挙における政治活動のために拡声機を使用するもの
- (2) 国又は地方公共団体の業務を行うために拡声機を使用するもの
- (3) 災害、事故等の警戒及び救助活動のために拡声機を使用するもの
- (4) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し、緊急の広報活動のために拡声機を使用するもの
- (5) 祭礼、運動会その他地域習慣となっている行事を行うために拡声機を使用するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共のために拡声機を使用するもの又は営利を目的としないで拡声機を使用するもので市長が認めるもの

第 5 節 飲食店等における夜間騒音の防止

(使用時間の制限の対象となる音響機器)

第 49 条 条例第 52 条第 1 項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。

- (1) カラオケ機器(伴奏音楽を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生するなどし、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱ができるような機能を有する装置をいう。)
- (2) ステレオセットその他の音声機器
- (3) 拡声装置
- (4) 録音・再生装置
- (5) 楽器
- (6) 有線ラジオ放送装置

(営業時間の制限から除外される飲食店営業を営む者)

第 50 条 条例第 53 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる飲食店営業を営む者とする。

- (1) 移動式店舗で移動しながら営む飲食店営業
- (2) 事業所において、その事業活動に従事する者に利用させるために営む飲食店営業
- (3) ホテル又は旅館の施設内において、その宿泊客のために営む飲食店営業

2 前項各号に掲げる飲食店営業を営む者のほか、元日の初もうで又は地域習慣となっている行事が行われる場合の当該初もうで又は行事が行われる地域において飲食店営業を営む者は、当該初もうで又は行事が行われる時間又は期間中に限り、条例第 53 条第 1 項に規定する規則で定める者とする。

(夜間営業に係る届出)

第 51 条 条例第 55 条第 1 項に規定する規則で定める業は、日本標準産業分類に定める次に掲げるものとする。

- (1) 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
 - (2) 一般公衆浴場業
 - (3) その他の公衆浴場業
 - (4) ボウリング場
 - (5) ゲームセンター
- 2 条例第 55 条第 1 項に規定する規則で定める規模は、500 平方メートルとする。
- 3 条例第 55 条第 1 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 夜間営業を営む店舗等の敷地内における店舗等の位置
 - (2) 夜間営業を営む店舗等の客用の駐車又は駐輪のための施設の位置及び収容台数並びに当該施設を利用できる時間帯
 - (3) 荷さばきを行う場所及び時間帯
 - (4) その他夜間営業に伴う騒音による公害の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項
- 4 条例第 55 条第 1 項の規定による届出は、夜間営業開始届出書（第 22 号様式）により行うものとする。
- 5 条例第 55 条第 2 項の規定による届出は、夜間営業に係る変更計画届出書（第 23 号様式）により行うものとする。
- 6 条例第 55 条第 3 項の規定による届出は、夜間営業に係る変更届出書（第 24 号様式）により行うものとする。
- 7 条例第 55 条第 4 項の規定による届出は、夜間営業に係る廃止等届出書（第 25 号様式）により行うものとする。
（夜間営業に係る承継）
- 第 52 条** 条例第 56 条第 2 項の規定による届出は、夜間営業に係る地位承継届出書（第 26 号様式）により行うものとする
（客用駐車施設等における騒音の防止）
- 第 53 条** 条例第 60 条第 1 項に規定する規則で定める業は、日本標準産業分類に定める次に掲げるものとする。
- (1) 卸売業、小売業（小売業に係るものに限る。）
 - (2) 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
 - (3) 一般公衆浴場業
 - (4) その他の公衆浴場業
 - (5) ボウリング場
 - (6) ゲームセンター
- 2 条例第 60 条第 1 項に規定する規則で定める規模は、音が外部に漏れない構造の部分を除く面積が 1,000 平方メートルであることとする。

第 6 章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第 1 節 地下水の水質の浄化対策

（地下水汚染の原因に係る調査）

第 54 条 条例第 61 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める者は、地下水汚染の原因である可能性があると思われる土地において、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）とする。

（地下水の水質の浄化に係る措置）

第 55 条 条例第 61 条の 3 第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地下水汚染原因地において、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）
 - (2) 地下水汚染原因地において、条例第 62 条の 3 第 1 項の規定に違反して、同項に規定する汚染土壌（第 59 条の 16 第 1 項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）に適合しないもので、当該基準に適合しない特定有害物質が当該地下水汚染の原因であるものに限る。）を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行った者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）
- 2 条例第 61 条の 3 第 1 項の規定による地下水の水質を浄化するための措置は、地下水汚染原因地から当該地下水汚染の拡散を防止する措置とする。

(地下水の水質の浄化に係る命令等)

第 56 条 条例第 61 条の 4 第 1 項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量について、別表第 15 の左欄に掲げる地下浸透禁止物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる基準値（以下「地下水浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量が地下水浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を 2 以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が地下水浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚染原因地における地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水汚染の原因となると認められる程度に応じて市長が定める当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。

- (1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（次号に掲げる場合を除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- (2) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「環境庁告示第 59 号」という。）（地下浸透禁止物質に該当する物質に係るものに限る。）において定める基準及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号。以下「環境庁告示第 68 号」という。）において定める基準が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域への湧出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

2 削減目標は、別表第 15 に定める測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

第 2 節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土壌の汚染状態の基準)

第 57 条 条例第 62 条の 3 第 1 項の規則で定める基準は、土壌溶出量基準、第 59 条の 16 第 2 項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）又は第 60 条の 4 の基準とする。

(生活環境を保全するために必要な措置)

第 58 条 条例第 62 条の 3 第 1 項第 3 号の規則で定める措置は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置とする。

第 2 節の 2 特定有害物質による土壌の汚染の防止

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第 59 条 条例第 64 条第 1 項の規定による調査は、次項各号に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年 1 回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第 64 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定有害物質使用等事業所の敷地の利用の状況の概要
- (2) 特定有害物質使用等事業所の敷地の造成の状況の概要
- (3) 事業活動の概要
- (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (10) 地形、地質等の概要
- (11) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第 64 条第 1 項の規則で定める期間は、1 年とする。ただし、特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特

定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供されることとなったときは、当該土地の所有者等（条例第 61 条に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に最後に記録の写しが送付された日から当該廃止又は変更が行われる日までの期間とする。

4 条例第 64 条第 2 項の規定による保存は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるまでの間行うものとする。

- (1) 条例第 64 条第 1 項の規定による記録をした者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等である場合 当該土地の譲渡に係る同条第 3 項の規定による交付を行うまでの間
- (2) 条例第 64 条第 1 項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合（前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときを除く。） 新たに記録の写しを送付されるまでの間
- (3) 条例第 64 条第 1 項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合（前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときに限る。） 当該土地の譲渡に係る同条第 3 項の規定による交付を行うまでの間

（廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査）

第 59 条の 2 条例第 64 条の 2 第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定有害物質使用等事業所の名称
 - (3) 特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなったこと（以下「特定有害物質使用等事業所の廃止等」という。）の理由
 - (4) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした年月日
 - (5) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした場所
 - (6) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
 - (7) 特定有害物質使用等事業所の廃止等の対象となる土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (8) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 条例第 64 条の 2 第 2 項本文（同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して 120 日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、市長は、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 当該土地の所有者等が当該特定有害物質使用等事業所の廃止等をした者である場合 当該特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた日
- (2) 当該土地の所有者等が条例第 64 条の 2 第 3 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の通知を受けた者である場合 当該通知を受けた日
- (3) 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認が取り消された場合 第 59 条の 9 の通知を受けた日

3 条例第 64 条の 2 第 2 項本文の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類その他の条例土壤汚染状況調査（条例第 66 条第 1 項第 1 号に規定する条例土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- (4) 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- (5) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- (6) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（土壤汚染対策法（以下この節において「法」という。）第 33 条の技術管理者をいう。以下この節において同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に

基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第1条第2項第3号の技術管理者証をいう。以下この節において同じ。）の交付番号

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第59条の3 条例第64条の2第2項第3号（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類
- (4) 確認を受けようとする土地の場所
- (5) 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

2 市長は、前項の申請に係る同項第4号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第64条の2第2項第3号の確認をするものとする。

- (1) 事業所（当該特定有害物質使用等事業所において事業の用に供されていた建築物が引き続き当該事業所において事業の用に供されるものに限る。）の敷地として利用されること。
- (2) 当該特定有害物質使用等事業所において、事業の用に供されている建築物と当該事業所の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。

3 条例第64条の2第2項第3号の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

4 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書により届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
- (3) 承継した土地の場所
- (4) 承継の年月日
- (5) 被承継者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (6) 承継の原因
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

（特定有害物質使用等事業所の廃止等の通知）

第59条の4 条例第64条の2第3項の通知は、特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第2項の調査を行うことについて、当該特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

（特定有害物質使用等事業所の廃止等に関し通知すべき事項）

第59条の5 条例第64条の2第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (3) 条例第64条の2第2項の規定による報告を行うべき期限

(条例土壤汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令)

第 59 条の 6 条例第 64 条の 2 第 4 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出)

第 59 条の 7 条例第 64 条の 2 第 5 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
- (3) 利用の方法を変更しようとする土地の場所
- (4) 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認の取消しを行う場所)

第 59 条の 8 条例第 64 条の 2 第 6 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による同条第 2 項第 3 号の確認の取消しは、前条第 3 号の土地の場所について行うものとする。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認の取消しの通知)

第 59 条の 9 市長は、条例第 64 条の 2 第 6 項の規定により同条第 2 項第 3 号の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

(土地の形質の変更の届出)

第 59 条の 10 条例第 65 条第 1 項の届出は、次に掲げる図面及び書類を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第 59 条の 11 条例第 65 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- (3) 土地の形質の変更の規模
- (4) 土地の形質の変更の場所の全部又は一部が特定有害物質使用等事業所の敷地である土地である場合にあっては、当該特定有害物質使用等事業所の名称
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(土地の形質の変更の届出の対象とならない土地の規模)

第 59 条の 12 条例第 65 条第 1 項第 4 号の規則で定める規模は、2,000 平方メートルとする。

(土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第 59 条の 13 条例第 65 条第 1 項第 5 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 次のいずれにも該当する行為
 - ア 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外 (当該土地の形質の変更の場所の全部が事業所の敷地内である場合にあっては、当該事業所の敷地外) へ搬出しないこと。
 - イ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行わないこと。
- (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、前号アに該当するもの
- (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、第 1 号アに該当するもの
- (4) 土壤又は地質に関する調査のための試料の採取を行うもの

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第 59 条の 14 条例第 65 条第 2 項の規則で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- (3) 特定有害物質使用等事業所 (特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として第 36 条の構造を有する施設に係る事業所を除く。) の敷地である土地であること。

(4) 前2号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令)

第59条の15 条例第65条第2項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 条例第65条第2項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

(2) 条例第65条第2項の規定による報告を行うべき期限

(区域の指定に係る基準)

第59条の16 条例第66条第1項第1号の規則で定める基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下この節において「法施行規則」という。）第6条第3項第4号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 条例第66条第1項第1号の規則で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第6条第4項第2号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

第59条の17 条例第66条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかの地点があること。

(ア) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(イ) 地下水を水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

(ウ) 法施行規則第7条第1項に規定する地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

(2) 条例第66条の2第5項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（条例第66条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていないこと。

(条例要措置区域の指定の告示)

第59条の18 条例第66条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の条例要措置区域（同条第4項に規定する条例要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第5項において準用する場合にあつては、指定の解除）の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

(1) 当該指定をする旨（条例第66条第5項において準用する場合にあつては、当該指定の解除をする旨）

(2) 当該条例要措置区域

(3) 当該条例要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(4) 当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置（条例第66条第5項において準用する場合にあつては、当該条例要措置区域において講じられた条例指示措置等（条例第66条の2第3項に規定する条例指示措置等をいう。以下同じ。））

2 前項第2号の条例要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

(1) 区名、町名及び地番

(2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向

(3) 平面図

(条例要措置区域内の土地の所有者等に対する指示)

第 59 条の 19 条例第 66 条の 2 第 1 項本文に規定する指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所
- (2) 条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由
- (3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2 前項第 1 号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第 1 項第 3 号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

(土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第 59 条の 20 条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準に従って行う同法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の埋立処分
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う同法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の埋立処分
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 4 号に規定する基準に従って行う同法第 3 条第 6 号に規定する廃棄物の排出

2 条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示は、2 以上の者に対して行う場合には、当該 2 以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。

3 前条の規定は、条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第 3 項中「当該土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）」と読み替えるものとする。

(指示事項)

第 59 条の 21 条例第 66 条の 2 第 2 項の規則で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。

(条例第 66 条の 2 第 2 項の規定により示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの)

第 59 条の 22 条例第 66 条の 2 第 3 項の規則で定める汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第 5 の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

(条例指示措置等を講ずべき旨の命令)

第 59 条の 23 条例第 66 条の 2 第 4 項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第 59 条の 24 条例第 66 条の 3 第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 条例指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が 10 平方メートル以上であり、かつ、その深さが 50 センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第 43 条第 1 号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。

ウ 土地の形質の変更であって、その深さが 3 メートル以上（イの市長の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。

- (2) 条例指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
- (3) 次のいずれかに該当する条例要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
- ア 法施行規則別表第5の1の項の上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの
- イ 法施行規則別表第5の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準（法施行規則第9条第1項第2号の第二溶出量基準をいう。以下この節において同じ。）に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、原位置封じ込め（法施行規則別表第5の2の項の中欄に規定する原位置封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第6の2の項の下欄に掲げる原位置封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）
- ウ 法施行規則別表第5の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、遮水工封じ込め（法施行規則別表第5の2の項の中欄に規定する遮水工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第6の3の項の下欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）
- エ 法施行規則別表第5の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの
- オ 土壌汚染の除去（法施行規則別表第5の2の項の下欄ロに規定する土壌汚染の除去をいう。）が講じられている条例要措置区域（法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているものに限る。）
- カ 法施行規則別表第5の1の項及び3の項から6の項までの上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、遮断工封じ込め（法施行規則別表第5の3の項の下欄イに規定する遮断工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第6の6の項の下欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、チ及びリ以外の工程が完了しているものに限る。）
- キ 法施行規則別表第5の1の項及び4の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、不溶化（法施行規則別表第5の4の項の下欄イに規定する不溶化をいう。）が講じられているもの（法施行規則別表第6の7の項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。）

（帯水層の深さに係る確認の申請）

第59条の25 前条第1号イの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 条例要措置区域の所在地
 - (3) 条例要措置区域の地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
 - (4) 前号の地下水位の観測の結果
 - (5) 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 前項第3号の井戸の構造図

(2) 前項第3号の井戸を設置した地点を明らかにした当該条例要措置区域の図面

(3) 前項第5号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

3 市長は、第1項の申請があったときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第1号イの確認をするものとする。

4 市長は、前条第1号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 市長は、前条第1号イの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る条例要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき、又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第59条の26 第59条の24第2号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる条例指示措置等を含む。以下この条において同じ。)を行う条例要措置区域の所在地

(3) 土地の形質の変更の種類

(4) 土地の形質の変更の場所

(5) 土地の形質の変更の施行方法

(6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例要措置区域の図面

(2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第59条の24第2号の確認をするものとする。

(1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる条例指示措置等との間に一体性が認められること。

(2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合していること。

(3) 当該申請に係る土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日が条例第66条の2第1項の期限に照らして適当であると認められること。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第59条の27 第59条の24第3号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域の所在地

(3) 土地の形質の変更の種類

(4) 土地の形質の変更の場所

(5) 土地の形質の変更の施行方法

(6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

(7) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第59条の24第3号の確認をするものとする。

(条例形質変更時要届出区域の指定の告示)

第59条の28 条例第67条第3項において準用する条例第66条第2項の規定による条例形質変更時要届出区域(条例第67条第2項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の告示は、次に

掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

- (1) 当該指定又は当該指定の解除をする旨
 - (2) 当該条例形質変更時要届出区域
 - (3) 当該条例形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (4) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあっては、その旨
 - (5) 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあっては、その旨
 - (6) 次に掲げる土地の条例形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地にあっては、その旨
 - ア 工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいう。以下この号において同じ。）内にある土地
 - イ アに掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第59条の17第1号アに該当しないと認められるもの
 - (7) 指定の解除の告示の場合は、当該条例形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
- 2 前項第2号の条例形質変更時要届出区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図

（条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）

第59条の29 条例第67条の2第1項本文の規定による届出は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例形質変更時要届出区域の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

第59条の30 条例第67条の2第1項本文に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う条例形質変更時要届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の完了予定日
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

（条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第59条の31 条例第67条の2第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
 - イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第43条第1号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。
 - ウ 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上（イの市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

(2) 土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 43 条第 2 号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

2 第 59 条の 25 の規定は、前項第 1 号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項第 2 号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「前条第 1 号イ」とあるのは「第 59 条の 31 第 1 項第 1 号イ」と、同条第 5 項中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3 第 59 条の 27 の規定は、第 1 項第 2 号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第 1 項第 2 号及び第 7 号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第 2 項中「第 59 条の 24 第 3 号」とあるのは「第 59 条の 31 第 1 項第 2 号」と読み替えるものとする。

4 第 59 条の 24 第 1 号イの確認に係る条例要措置区域が条例第 67 条第 1 項の規定により条例形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該条例形質変更時要届出区域は、第 1 項第 1 号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域とみなす。

5 第 1 項第 1 号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域が条例第 66 条第 1 項の規定により条例要措置区域として指定された場合においては、当該条例要措置区域は、第 59 条の 24 第 1 号イの確認に係る条例要措置区域とみなす。

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第 59 条の 32 条例第 67 条の 2 第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更をしている条例形質変更時要届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- (4) 土地の形質の変更の着手日
- (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

2 第 59 条の 29 の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第 1 号及び第 2 号中「変更をしようとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第 59 条の 33 第 59 条の 29 及び前条第 1 項の規定は、条例第 67 条の 2 第 3 項の届出について準用する。この場合において、第 59 条の 29 第 1 号及び第 2 号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第 1 項第 2 号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第 5 号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第 59 条の 34 条例第 67 条の 2 第 4 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土地の形質の変更に当たり、土壌溶出量基準若しくは土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の形質の変更に当たり、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が当該条例形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 第 59 条の 28 第 4 号又は第 5 号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合
 - イ 第 59 条の 28 第 6 号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 53 条第 2 号ロの規定により環境大臣が定める基準に適合するものである場合
- (3) 土地の形質の変更を行った後、条例第 66 条の 2 第 5 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(周辺住民への周知)

第 59 条の 35 条例第 68 条第 1 項の規定による汚染の除去等の措置を講ずる旨又は土地の形質の変更をする旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講じようとし、又は土地の形質の変更をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染の除去等の措置を講じようとし、又は土地の形質の変更をしようとする土地の土壌の汚染状態
- (3) 汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更の内容

(4) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第 68 条第 1 項に規定する規則で定める範囲は、次のとおりとする。

(1) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をしようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲

(2) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をすることによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある範囲

(土壤汚染による地下水への影響の調査)

第 59 条の 36 条例第 68 条の 2 第 1 項の規則で定める事項は、土壤含有量基準に係る事項とする。

2 条例第 68 条の 2 第 1 項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

(1) 条例土壤汚染状況調査等（条例第 68 条の 2 第 1 項に規定する条例土壤汚染状況調査等をいう。以下同じ。）を行った土地を含む一団の土地においてボーリング調査を実施し、土壤の汚染による帯水層への影響を調査すること。

(2) 前号の調査において土壤の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壤の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握し、又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができるものと認められる地点における帯水層の地下水を採取すること。

(3) 前号の規定により採取した地下水は、別表第 15 に定める測定方法により、条例土壤汚染状況調査等において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の測定を行うこと。

3 条例第 68 条の 2 第 1 項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 条例土壤汚染状況調査等を行った土地を含む一団の土地の所在地

(3) 条例土壤汚染状況調査等において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

(4) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果、当該測定を行った者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査等の結果に関する事項

(5) その他市長が特に必要と認める事項

(台帳)

第 59 条の 37 台帳（条例第 68 条の 3 第 1 項に規定する台帳をいう。以下この条において同じ。）は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、条例要措置区域等（条例第 68 条第 1 項に規定する条例要措置区域等をいう。以下同じ。）、条例土壤汚染状況調査が行われその結果が条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合している土地（以下「条例基準適合地」という。）又は要措置区域等（条例第 68 条第 1 項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）若しくは条例要措置区域等の指定が解除された土地（以下この条において「指定解除地」という。）ごとに調製するものとする。

3 第 1 項の帳簿及び図面は、条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域、条例基準適合地又は指定解除地に関するものを区別して保管しなければならない。

4 第 1 項の帳簿の様式は、条例要措置区域にあっては第 26 号様式の 2、条例形質変更時要届出区域にあっては第 26 号様式の 3、条例基準適合地にあっては第 26 号様式の 4 のとおりとする。

5 指定解除地に係る第 1 項の帳簿は、当該要措置区域等又は条例要措置区域等の帳簿に当該指定の解除をした旨を記載したものとする。

6 第 1 項の図面は、次のとおりとする。

(1) 条例土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面

(2) 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面

(3) 当該土地の周辺の地図

(4) 条例第 68 条の 2 第 1 項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明示した図面

7 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(搬出しようとする土壤の調査)

第 59 条の 38 条例第 69 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、法施行規則第 59 条第 1 項第 1 号の掘削前調査

の方法（以下「掘削前調査の方法」という。）又は同項第2号の掘削後調査の方法（以下「掘削後調査の方法」という。）の例による。

（搬出しようとする土壤に係る規則で定める基準に適合する旨の認定）

第59条の39 条例第69条第1項の規定による市長の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例第69条第1項の調査（以下「条例認定調査」という。）の方法の種類
- (4) 掘削前調査の方法の例により条例認定調査を行った場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例認定調査の結果に関する事項
- (5) 掘削後調査の方法の例により条例認定調査を行った場合にあっては、土壤の採取を行った日時、調査対象とした土壤全体の体積、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例認定調査の結果に関する事項
- (6) 条例認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- (7) 条例認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 市長は、前項の申請があったときは、法施行規則第60条第2項の規定の例により、条例第69条第1項の認定をするものとする。

（条例汚染土壤の搬出の届出）

第59条の40 条例第69条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 条例汚染土壤（条例第69条第1項に規定する条例汚染土壤をいう。以下同じ。）の場所を明らかにした条例要措置区域等の図面
- (2) 土壤の特定有害物質による汚染状態が条例土壤汚染状況調査により第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた条例要措置区域等において、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (3) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（条例第69条の5第1項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 条例汚染土壤の運搬の用に供する自動車等（条例第69条の8第2項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類
- (5) 運搬の過程において、積替えのために当該条例汚染土壤を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- (6) 条例汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者（法第16条第4項第2号に規定する汚染土壤処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類
- (7) 条例汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第14条第1項に規定する許可証をいう。第59条の43第2項第6号において同じ。）の写し

第59条の41 条例第69条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例汚染土壤の搬出、運搬及び処理の完了予定日
- (4) 条例汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- (5) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (6) 前条第5号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

（変更の届出）

第 59 条の 42 条例第 69 条第 2 項の規定による届出は、第 59 条の 40 各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

(非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌の搬出をした場合の届出)

第 59 条の 43 条例第 69 条第 3 項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 非常災害のために搬出した条例汚染土壌を搬出先から再度搬出を行う場合 次に掲げる事項

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 条例要措置区域等の所在地
- ウ 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- エ 条例汚染土壌の体積
- オ 条例汚染土壌の搬出先
- カ 条例汚染土壌の搬出の着手日
- キ 条例汚染土壌の搬出の完了日
- ク 条例汚染土壌の搬出の着手予定日
- ケ 条例汚染土壌の運搬の方法
- コ 条例汚染土壌を運搬する者及び当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- サ 条例汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日
- シ 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- ス 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- セ 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- ソ 条例汚染土壌を処理する施設の所在地
- タ その他市長が特に必要と認める事項

(2) 非常災害のために搬出した条例汚染土壌を搬出先から再度搬出を行わない場合 前号アからキまで及びタに掲げる事項

2 前項第 1 号に掲げる事項を記載した届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 条例汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
- (2) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- (3) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- (4) 保管施設の構造を記した書類
- (5) 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
- (6) 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

(運搬に関する基準)

第 59 条の 44 条例第 69 条の 2 の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準は、法施行規則第 65 条に規定する基準の例による。

(管理票の交付)

第 59 条の 45 条例第 69 条の 5 第 1 項の管理票の交付は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 第 59 条の 40 第 3 号又は第 59 条の 43 第 2 項第 2 号の規定により市長に提出した管理票の写しの原本を交付すること。
- (2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する条例汚染土壌の運搬先が 2 以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者（条例第 69 条の 5 第 3 項に規定する運搬受託者をいう。以下同じ。）（処理受託者（条例第 69 条の 5 第 4 項に規定する処理受託者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

(管理票の記載事項等)

第 59 条の 46 条例第 69 条の 5 第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理票の交付年月日及び交付番号
 - (2) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (3) 当該条例要措置区域等の所在地
 - (4) 法人にあつては、管理票の交付を担当した者の氏名
 - (5) 運搬受託者の住所及び連絡先
 - (6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
 - (7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
 - (8) 処理受託者の住所及び連絡先
 - (9) 当該委託に係る条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地
 - (10) 当該委託に係る条例汚染土壌の荷姿
- (運搬受託者の記載事項)

第 59 条の 47 条例第 69 条の 5 第 3 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 運搬を担当した者の氏名
 - (2) 運搬の用に供した自動車等の番号
 - (3) 条例汚染土壌を引き渡した年月日
 - (4) 運搬を行った区間
 - (5) 当該委託に係る条例汚染土壌の重量
- (運搬受託者の管理票交付者への送付期限)

第 59 条の 48 条例第 69 条の 5 第 3 項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から 10 日とする。

(処理受託者の記載事項)

第 59 条の 49 条例第 69 条の 5 第 4 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名
- (2) 処理を担当した者の氏名
- (3) 処理を終了した年月日
- (4) 処理の方法

(処理受託者の管理票交付者への送付期限)

第 59 条の 50 条例第 69 条の 5 第 4 項の規則で定める期間は、処理を終了した日から 10 日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第 59 条の 51 条例第 69 条の 5 第 5 項の規則で定める期間は、5 年とする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第 59 条の 52 条例第 69 条の 5 第 6 項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第 69 条の 5 第 3 項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から 40 日
- (2) 条例第 69 条の 5 第 4 項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から 100 日

(条例汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第 59 条の 53 条例第 69 条の 5 第 6 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (3) 条例要措置区域等の所在地
- (4) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) 条例汚染土壌の体積
- (6) 届出書の提出事由
- (7) 届出書の提出事由に係る運搬受託者又は処理受託者の氏名又は名称及び住所
- (8) 把握した運搬又は処理の状況及びその把握の方法

(運搬受託者の管理票の保存期間)

第 59 条の 54 条例第 69 条の 5 第 7 項の規則で定める期間は、5 年とする。

(処理受託者の管理票の写しの保存期間)

第 59 条の 55 条例第 69 条の 5 第 8 項の規則で定める期間は、5 年とする。

(立入検査の身分証明書)

第 59 条の 56 条例第 69 条の 8 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査に係る同条第 4 項の証明書の様式は、第 26 号様式の 5 のとおりとする。

第 2 節の 3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等

(ダイオキシン類に係る記録の管理等)

第 60 条 条例第 70 条第 1 項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年 1 回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第 70 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ダイオキシン類管理対象事業所(条例第 70 条第 1 項に規定するダイオキシン類管理対象事業所をいう。以下同じ。)の敷地の利用の状況の概要
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の造成の状況の概要
- (3) 事業活動の概要
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設(以下「ダイオキシン類特定施設」という。)の種類、使用時間、使用期間及び使用状況
- (5) ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく測定結果
- (6) ダイオキシン類特定施設の破損、事故等によるダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (7) ダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (8) ダイオキシン類を含むおそれのある排水の処理施設及び廃棄物処理施設の概要及び場所
- (9) ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (10) ダイオキシン類特定施設を撤去した場合にあっては、ダイオキシン類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所
- (11) 地形、地質等の概要
- (12) その他市長が特に必要と認める事項

(廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の調査)

第 60 条の 2 条例第 70 条の 2 第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) ダイオキシン類管理対象事業所を廃止した理由
- (4) ダイオキシン類管理対象事業所を廃止した年月日
- (5) 条例第 70 条第 1 項の規定による記録
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第 70 条の 2 第 2 項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) 土壌の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第 70 条の 2 第 2 項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 2 項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。
- (2) 土壌の採取及び測定を行うこと。
- (3) 土壌の測定の方法は、環境庁告示第 68 号別表に定める方法によること。
- (4) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の届出等)

第 60 条の 3 条例第 70 条の 3 第 1 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) ダイオキシン類管理対象地(条例第 70 条第 2 項に規定するダイオキシン類管理対象地をいう。以下同じ。)内において土地の形質の変更又はダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法の変更(以下「ダイオキシン類管理対象地の形質変更等」という。)を行おうとする場所を明らかにした図面
- (2) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

2 条例第 70 条の 3 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする土地の所在地
- (4) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする場所
- (5) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする理由
- (6) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の着手予定日
- (7) 条例第 70 条第 1 項の規定による記録(条例第 70 条の 2 第 1 項の規定により、当該記録が報告されている場合を除く。)
- (8) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第 70 条の 3 第 2 項の規則で定める土地の形質の変更は、次のとおりとする。

- (1) 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更
- (2) 土壌の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含むダイオキシン類管理対象地から搬出ししないこと。
 - イ 土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。
 - ウ 掘削した土壌の飛散、流出その他の土壌の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。

4 条例第 70 条の 3 第 2 項の規定による報告は、前条第 2 項各号に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

5 条例第 70 条の 3 第 2 項の規則で定める方法は、前条第 3 項に定める方法とする。

(ダイオキシン類による汚染の基準)

第 60 条の 4 条例第 70 条の 3 第 3 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)及び条例第 70 条の 5 第 1 項の規則で定める土壌汚染に係る基準は、土壌 1 グラム当たりダイオキシン類の換算量が 1,000 ピコグラム以下とする。

(ダイオキシン類管理対象地における非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質の変更の届出)

第 60 条の 5 条例第 70 条の 3 第 5 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) 土地の形質の変更を行った土地の所在地
- (4) 土地の形質の変更を行った場所
- (5) 土地の形質の変更を行った理由
- (6) 土地の形質の変更を行った期間
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項の届出書には、土地の形質の変更を行った場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(周辺住民への周知)

第 60 条の 6 条例第 70 条の 4 第 1 項の規定による公害を防止する措置を講ずる旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 公害を防止する措置を講じようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 公害を防止する措置を講じようとする土地のダイオキシン類による汚染状態
- (3) 公害を防止する措置の内容
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

2 第70条の4第1項に規定する規則で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公害を防止する措置を講じようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲
- (2) 公害を防止する措置を講じることに伴う作業によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある範囲

(ダイオキシン類による地下水への影響調査)

第60条の7 条例第70条の5第1項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例第70条の2第2項又は条例第70条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の調査を行った土地においてボーリング調査を実施し、土壌の汚染による帯水層への影響を調査すること。
- (2) 前号の調査において土壌の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壌の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できると認められる地点における帯水層の地下水を採取すること。
- (3) 前号の規定により採取した地下水は、別表第15に定める測定方法により、ダイオキシン類の測定を行うこと。

2 条例第70条の5第1項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称
- (3) ダイオキシン類管理対象地の所在地
- (4) 土壌のダイオキシン類による汚染状態
- (5) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

(台帳)

第60条の8 台帳（条例第70条の7第1項に規定する台帳をいう。）は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、ダイオキシン類管理対象地ごとに調製するものとする。

3 第1項の帳簿の様式は、第26号様式の6のとおりとする。

4 第1項の図面は、次のとおりとする。

- (1) 土壌のダイオキシン類による汚染状態の調査において試料の採取を行った地点を明示した図面
- (2) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う当該土壌に起因する公害を防止する措置を講じた場所及び当該措置の方法を明示した図面
- (3) 当該土地の周辺の地図
- (4) 条例第70条の5第1項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明示した図面

5 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

第60条の9 条例第70条の9に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ダイオキシン類により汚染された土壌の浄化又は除去が完了したことにより、ダイオキシン類管理対象地における土壌が第60条の4の基準に適合している場合
- (2) その他土地の形質の変更に伴う汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として市長が認める場合

第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止

(許可を要する揚水施設)

第61条 条例第72条第1項に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超える場合の揚水施設とする。

2 条例第72条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地下水の採取を行う事業所の概要
- (2) 地下水の採取の必要性及び他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難である場合にあってはその理由

3 条例第72条第2項に規定する書類は、地下水採取許可申請書（第27号様式）とする。

(許可の基準)

第 62 条 条例第 73 条第 1 項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が 22 平方センチメートル以下であること。
- (2) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置が地表面から 100 メートルよりも深いものであること。
- (3) 揚水機の原動機の定格出力が 2.2 キロワット（当該揚水機を設置する井戸の全揚程（実揚程に管の損失水頭を加えたものをいう。）が 50 メートル以深の場合にあっては、3.7 キロワット）以下であること。

2 条例第 73 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める用途は、日本標準産業分類に定める農業（耕種農業及び畜産農業に限る。）の用途とする。

(地下水採取に係る変更許可申請書)

第 63 条 条例第 75 条第 1 項の規定による許可の申請は、地下水採取に係る変更許可申請書（第 28 号様式）により行うものとする。

(地下水採取に係る変更届出書)

第 64 条 条例第 76 条の規定による届出は、地下水採取に係る変更届出書（第 29 号様式）により行うものとする。

(地下水採取に係る地位承継届出書)

第 65 条 条例第 77 条第 3 項の規定による届出は、地下水採取に係る地位承継届出書（第 30 号様式）により行うものとする。

(地下水採取に係る廃止届出書)

第 66 条 条例第 78 条の規定による届出は、地下水採取に係る廃止届出書（第 31 号様式）により行うものとする。

(地下水採取量等の測定等)

第 67 条 条例第 81 条の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第 16 に定める方法により行わなければならない。

2 条例第 81 条の規定による報告は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間の測定結果については 7 月 31 日までに、7 月 1 日から 12 月 31 日までの間の測定結果については翌年の 1 月 31 日までに、地下水採取量及び水位測定結果報告書（第 32 号様式）により行うものとする。ただし、条例第 73 条第 1 項各号のいずれかに該当する地下水の採取を行う者については、市長の求めに応じて報告するものとする。

3 地下水を採取している者は、条例第 81 条に規定する記録を 3 年間保存しておかなければならない。

第 7 章 特定行為等に係る公害の防止

第 1 節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止

(特定小規模施設の定義)

第 68 条 条例第 83 条に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 小規模固定型内燃機関
 - ア ディーゼルエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 50 リットル未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
 - イ ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 35 リットル未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
- (2) ガスタービンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 50 リットル未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
- (3) 小規模焼却炉等
 - ア 廃棄物焼却炉（別表第 1 の 51 の項に掲げるものを除き、移動式のものを含む。）
 - イ 動物火葬炉（移動式のものを含む。）
 - ウ 木炭、竹炭等を製造するために原材料を乾留する施設（別表第 1 の 51 の項に掲げる作業に係るものを除く。）

(特定小規模施設の設置の届出)

第 69 条 条例第 86 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定小規模施設の配置
- (2) 特定小規模施設の構造

- (3) 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止の方法
- (4) 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

第2節 石綿排出作業による大気汚染の防止

(石綿排出作業の定義)

第70条 条例第89条に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 吹付け石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に吹付け石綿が使用されている場合に限る。）
- (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「断熱材等」という。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に断熱材等が使用されている場合に限る。）
- (3) 石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に石綿布が使用されている場合に限る。）
- (4) 石綿を含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿を含有するセメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。）

(石綿排出作業の開始の届出)

第71条 条例第92条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿排出作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- (2) 石綿排出作業の計画工程表
- (3) 石綿排出作業を伴う建設工事の注文者、届出をする者の現場責任者及び当該建設工事の下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先
- (4) 石綿の種類
- (5) 条例第93条の規定による大気中の石綿濃度等の測定（以下「石綿濃度等の測定」という。）の計画
- (6) 石綿排出作業による大気汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

(石綿濃度等の測定)

第72条 石綿濃度等の測定は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 第70条第1号から第3号までに掲げる作業にあつては当該作業期間中に1回以上及び当該作業終了後に1回測定し、同条第4号に掲げる作業にあつては当該作業期間中に1回以上測定すること。
- (2) 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法により測定すること。

(石綿排出作業の完了の届出)

第72条の2 条例第94条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿濃度等の測定の結果
- (2) 石綿濃度等の測定のために石綿排出作業を行う場所で試料を採取した際の状況を示したもの
- (3) 石綿排出作業の一連の作業の状況を示したもの
- (4) 石綿排出作業の工程を示した工程表
- (5) 作業計画と実際の作業との相違点
- (6) その他市長が必要と認める事項

第3節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止

(焼却施設等の定義)

第73条 条例第96条に規定する規則で定める施設（以下この節において「焼却施設」という。）は、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及びその附帯設備（未使用のものを除く。）とする。

2 条例第96条に規定する規則で定める工事は、焼却施設の解体又は撤去を行う工事（当該焼却施設の設置場所以外の場所において行う解体作業を含む。）とする。

(解体工事の開始の届出)

第74条 条例第99条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 解体工事の名称及び期間

- (2) 解体工事の注文者、元請業者及び解体工事を施工する者の氏名又は名称
- (3) 焼却施設の概要
- (4) 解体工事の工程表
- (5) 解体工事による大気汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

第4節 工事排水による水質汚濁の防止

(工事排水に係る届出)

第75条 条例第105条に規定する規則で定める事業者は、工事排水を1日当たり10立方メートル以上排出する事業者とする。

2 条例第105条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施工期間
- (2) 工事排水の汚染状態及び量
- (3) 工事排水の処理の方法
- (4) 工事排水の排出系統
- (5) 工事排水による公共用水域の水質汚濁の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

第5節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止

(屋外作業の開始の届出)

第76条 条例第111条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 屋外作業を開始する日
- (2) 屋外作業を行う場所の面積及び周辺の状況
- (3) 屋外作業で使用する機器及び作業内容
- (4) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止の方法
- (5) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

第6節 掘削作業による地盤沈下の防止

(掘削作業の定義)

第77条 条例第114条に規定する規則で定める掘削作業は、次に掲げる掘削作業とする。

- (1) 掘削の深さが地表下4メートル以上で、かつ、掘削面積が500平方メートル以上の掘削作業
- (2) トンネルの仕上がり内径が1,350ミリメートル以上で、かつ、延長が100メートル以上の掘削作業

(掘削作業の開始の届出)

第78条 条例第117条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 周辺の地盤の変動等の測定計画
- (2) 地盤沈下の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

(地盤変動の測定等)

第79条 条例第119条第1項の規定による測定は、周辺の地盤の高さの変動その他の掘削作業による地盤沈下の防止のために把握すべき事項について、当該掘削作業の内容及び周辺の土質、地下水等の状況に応じて適当と認められる方法により行うものとする。

2 条例第119条第1項の規定による記録は、掘削作業終了後3年間保存しておかなければならない。

第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤沈下の防止

(小規模揚水施設の定義)

第80条 条例第121条に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートル以下の場合の揚水施設とする。

(小規模揚水施設の設置の届出)

第 81 条 条例第 124 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地下水の採取を行う事業所の概要
- (2) 地下水の採取の必要性

(小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等)

第 82 条 条例第 125 条第 1 項の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第 16 に定める方法により行わなければならない。

- 2 小規模揚水施設により地下水を採取している事業者は、条例第 125 条第 1 項の記録を 3 年間保存しておかなければならない。

第 8 章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第 1 節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第 83 条 削除

(自動車販売業者の定義等)

第 84 条 条例第 133 条第 1 項に規定する規則で定める者は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条の有効な自動車検査証の交付を受けたことのない自動車（二輪自動車及び被けん引車を除く。以下「新車」という。）の販売を業とする者とする。

- 2 条例第 133 条第 2 項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、新車とする。

- 3 条例第 133 条第 2 項に規定する規則で定める環境に係る項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 次に掲げる排出ガスの量

ア 窒素酸化物

イ 炭化水素（天然ガスを燃料とする自動車である場合は、非メタン炭化水素とすることができる。）

ウ 一酸化炭素

エ 粒子状物質（大気汚染防止法施行令第 4 条第 5 号に規定する粒子状物質のうち軽油を燃料とする自動車から排出されるものに限る。）

オ 黒煙（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

- (2) 次に掲げる騒音の大きさ（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

ア 近接排気騒音

イ 加速走行騒音

- (3) 燃料の種別及び燃料消費率

- (4) 二酸化炭素の排出量

- (5) その他自動車に係る環境負荷に関する項目

- 4 前項に規定する二酸化炭素の排出量にあっては、市長が定める方法により算定した値とする。

第 2 節 削除

第 85 条及び第 86 条 削除

第 3 節 自動車の駐車時における原動機の停止等

(自動車の駐車時における原動機の停止を要しない場合)

第 87 条 条例第 138 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 神奈川県道路交通法施行細則（昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 1 号）第 1 条の 2 第 1 項第 1 号並びに第 4 号アからオまで及びク（同項第 3 号キ(ア)に掲げる車両に限る。）に掲げる車両に該当する場合

- (2) 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置（自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合（外部電源設備により原動機の停止時における冷蔵機能等を維持することがで

きる場合を除く。)

- (3) 法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため停止する場合
- (4) その他駐車時に原動機の停止ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合
(駐車場等の規模等)

第 88 条 条例第 139 条第 2 項に規定する規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートルであることとする。

2 条例第 139 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 道路法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場
- (2) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設
- (3) 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設
- (4) 客待ち又は貨物の積卸しのため自動車が駐車するために設置される駐車施設

第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

(特定建築物の要件)

第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるものとする。

(建築物環境配慮計画の届出)

第 88 条の 3 条例第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。

(建築物環境配慮計画の公表)

第 88 条の 4 条例第 141 条の 4 第 2 項(条例第 141 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
- (2) 特定建築物の概要
- (3) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 141 条の 4 第 2 項又は第 141 条の 7 第 2 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、建築局建築審査部建築企画課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(建築物環境配慮計画の変更の届出)

第 88 条の 5 条例第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出は、条例第 141 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更しようとするときは変更後速やかに、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとするときは当該届出に係る変更後の工事に着手する予定の日の 15 日前までに（当該変更に関して建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする場合にあっては、当該確認の申請又は計画の通知をする予定の日の 15 日前までに）、行うものとする。

(建築の中止の届出等)

第 88 条の 6 条例第 141 条の 6 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の建築を中止した日以後速やかに行うものとする。

2 条例第 141 条の 6 第 2 項の規定により公表する内容は、建築を中止した日その他市長が必要と認める事項とする。

(工事完了の届出)

第 88 条の 7 条例第 141 条の 7 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の建築に係る工事が完了した日から 15 日以内に行うものとする。

2 条例第 141 条の 7 第 2 項の規定により公表する内容は、第 88 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項及び工事完了年月日とする。

(建築物環境性能表示の広告への表示)

第 88 条の 8 条例第 141 条の 9 第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める広告は、販売等建築物の全部又は一部の価格及び間取りが表示されている広告であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載されるもの（面積が 62,370 平方ミリメートル以下であるものを除く。）
- (2) 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。）によるもの（当該広告の方法等に照らし建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせることが困難であると市長が認めるものを除く。）

（建築物環境性能表示の表示の届出）

第 88 条の 9 条例第 141 条の 10 の規定による届出は、当該販売等建築物について最初に建築物環境性能表示（当該建築物環境性能表示の内容に変更を生じた場合における当該変更後の建築物環境性能表示を含む。）の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせた日から 15 日以内に行うものとする。

第 9 章 地球環境の保全

第 1 節 温室効果ガスの排出の抑制

（地球温暖化対策計画の作成等）

第 89 条 条例第 144 条第 1 項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 2 条第 2 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの（次号に該当するものを除く。）
 - (2) 連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 19 条第 1 項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が本市に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの
 - (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号）第 4 条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）以外の自動車であって、市内に使用する本拠の位置を有するものに限る。）の前年度の末日における使用台数が 100 台以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度又は前々年度において同項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものに該当することにより地球温暖化対策計画を作成した者は、同項第 1 号若しくは第 2 号に規定する原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル未満となり、又は同項第 3 号に規定する前年度の末日における使用台数が 100 台未満となった場合においても、次項に規定する計画期間内に限り、地球温暖化対策事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化を防止する対策を継続することが困難であると認められる者は、この限りでない。
- 3 条例第 144 条第 1 項の規定による地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策事業者に該当することとなった年度から 3 年度ごと（平成 21 年度を始期とする地球温暖化対策計画にあつては、1 年度）を計画期間として作成するものとする。
- 4 条例第 144 条第 1 項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、前項の計画期間の初年度の 7 月末日までに行うものとする。
- 5 条例第 144 条第 2 項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告は、毎年度、前年度分について、7 月末日までに行うものとする。
- 6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、掲示する等の方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。

- (1) 地球温暖化対策計画に係る公表 次に掲げる事項
 - ア 地球温暖化対策事業者の概要
 - イ 地球温暖化対策計画の計画期間
 - ウ 温室効果ガスの排出の状況
 - エ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
 - オ その他市長が必要と認める事項
- (2) 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表 次に掲げる事項
 - ア 地球温暖化対策事業者の概要
 - イ 地球温暖化を防止する対策を実施した年度
 - ウ 地球温暖化対策計画の計画期間
 - エ 温室効果ガスの排出の状況
 - オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
 - カ その他市長が必要と認める事項

7 条例第 144 条第 3 項の規定による地球温暖化対策計画に係る公表は、当該計画の計画期間の満了する日まで行うものとする。

8 条例第 144 条第 3 項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表は、当該報告の日から起算して 90 日を経過する日まで行うものとする。

9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 6 項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、掲示する等の」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な」と読み替えるものとする。

(地球温暖化対策計画の評価の通知等)

第 89 条の 2 条例第 144 条の 2 第 2 項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策事業者の名称
- (2) 地球温暖化対策事業者の所在地
- (3) 条例第 144 条の 2 第 1 項の規定による評価の結果
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 144 条の 2 第 3 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(非該当の届出)

第 89 条の 3 条例第 144 条の 3 の規定による届出は、第 89 条第 3 項に規定する計画期間内に地球温暖化対策事業者に該当しなくなった場合において、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 該当しなくなった理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

(地球温暖化対策事業者以外の者による地球温暖化対策計画の提出等)

第 89 条の 4 条例第 144 条の 4 第 2 項の規定による公表については、第 89 条第 9 項の規定（地球温暖化対策計画に係る公表に係る部分に限る。）を準用する。

第 2 節 フロン類の排出の抑制

第 90 条 条例第 146 条第 1 項に規定する規則で定めるフルオロカーボンとは、次に掲げるもので冷媒及び断熱材として現に使用され、又は使用されていたものとする。

- (1) クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定するもの
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項第 4 号に規定するもの

2 条例第 146 条第 2 項に規定する規則で定める機器は、一般消費者が通常生活の用に供する、エアコンディショナーその他の空気調和機器、電気冷蔵庫及び冷凍機とする。

第 3 節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

第 90 条の 2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物とする。

2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定めるエネルギーは、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。）を熱源とする熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。

3 条例第 146 条の 2 の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。

(住宅を展示する者の責務)

第 90 条の 3 条例第 146 条の 3 に規定する規則で定める方法は、自ら管理運営する展示場において共同住宅以外の住宅の供給を業とする複数の者に建築物を建築させることにより展示する方法とする。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

第 90 条の 4 条例第 146 条の 4 に規定する規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者
- (2) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 12 項に規定するガス事業者
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 2 条第 5 項に規定する石油精製業者及び同条第 7 項に規定する特定石油販売業者

第 10 章 非常時の措置

第 91 条 条例第 149 条第 1 項に規定する規則で定める物質は、別表第 17 に掲げる物質とする。

2 条例第 149 条第 2 項の規定による報告は、非常時応急措置等報告書（第 32 号様式の 2）により行うものとする。

3 条例第 149 条の 2 第 2 項の規定による報告は、非常時応急措置等完了報告書（第 33 号様式）により行うものとする。

第 11 章 環境保全協定の締結

第 92 条 条例第 150 条第 3 項に規定する環境保全協定の締結は、おおむね次に掲げる事項を記載した書面を取り交わすことにより行うものとする。

- (1) 環境への負荷を低減するために事業者が行う環境保全対策
- (2) 環境保全対策に関する組織
- (3) 環境保全協定の変更に係る協議の方法
- (4) 環境保全協定の公開の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

第 12 章 雑則

(身分証明書)

第 93 条 条例第 154 条第 2 項の規定による証明書は、身分証明書（第 34 号様式）とする。

(委任)

第 94 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長、資源循環局長又は建築局長が定める。